

アワビ・ナマコ 採捕禁止！

法律により密漁対策が強化され、許可なくアワビ・ナマコをとることが禁止されました。

【令和2年12月1日から】

新しい法律は、漁業権消滅区域を含む、すべての海域に適用されます。

違反すると、3,000万円以下の罰金又は3年以下の懲役に処せられる場合があります。

その他に、

◇山形県では遊漁者の漁具・漁法が制限されています。遊漁者が使用することができる漁具・漁法は、①～④に限ります。

① 竿釣及び手釣

③ やす (船を使用しないものに限る)

② たも網及び叉手網

④ 徒手採捕

①～④に該当しないものは具(バールやドライバー等貝類を採捕する道具の総称)、潜水器、水中銃などを使用して、水産動植物をとることは禁止されています。

◇漁業権消滅区域以外の場所で、漁業権が設定されている水産動植物をとると、漁業権侵害で訴えられる場合があります。

◇漁業権消滅区域であっても、水産動植物の種類によっては体長制限があるので、小さい貝類等はとることができません。

山形県庄内総合支庁水産振興課
酒田海上保安部

TEL:0234-24-6046